



議案第九十四号

団体菅旭西地区ほ場整備（今泉工区）工事請負変更契約の締結に

ついて

次のとおり工事請負変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十九年十二月五日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五十九年拾月五日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

一 工 事 名 団体菅旭西地区ほ場整備（今泉工区）工事

二 工 事 場 所 東伯郡三朝町大字今泉地内

三 契約の相手方 東伯郡赤碓町大字赤碓七二七番地

株式会社 井 木 組

代表取締役 井 木 久 博

四 契 約 金 額 変更前 二九八〇〇〇〇円

変更後 三四〇〇〇〇〇円

五 工事完成期限 変更前 昭和五十九年十二月十日

変更後 昭和六十年 一月三十日

六 契約締結の方法 指名競争入札